

改正 4-6

各種所得の内容（配当所得）

2 課税の取り扱い

（途中省略）

(1) 支払時の取り扱い

上場株式等の配当等の支払時には次の通り源泉徴収が行われます。

平成 25 年 12 月 31 日まで 所得税 7% + 住民税 3% = 10%

平成 26 年 1 月 1 日以降 所得税 15% + 住民税 5% = 20%

(4) 申告分離課税

確定申告をして申告分離課税を選択することもできます。分離課税なので他の所得とは分離して、所得税7%+住民税3%、合計10%（平成25年分まで）で税額を計算します。配当控除の適用はありませんが、上場株式等の譲渡損失の損益通算（3 - 4節）が可能になります。

_____部分が改正点です。